

(証券コード 9285)
(発信日) 2025年9月3日
(電子提供措置の開始日) 2025年8月26日

投資主各位

東京都千代田区麹町二丁目3番地
麹町プレイス8階
東京インフラ・エネルギー投資法人
執行役員 永 森 利 彦

第7回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第7回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本投資主総会につきましては、書面によって議決権を行使することもできます。その場合には、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年9月17日（水曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）第93条第1項の規定に基づき、現行規約第14条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。

従いまして、投資主様が当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をいただけない場合、同条第3項に定める場合を除き、本投資主総会における各議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該相反する議案のいずれをも除きます。）について、賛成したものとみなされ、かかる投資主様の議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入されますのでご留意くださいますようお願い申し上げます。

【本投資法人現行規約抜粋】

第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

3. 前2項の規定は、(i)以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6か月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人（招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方）に通知した場合、又は、(ii)以下の各事項に関する議案について、本投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくは本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合には、当該議案については適用しない。
- (1) 執行役員又は監督役員の選任又は解任
 - (2) 資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約
 - (3) 解散
 - (4) 投資口の併合
 - (5) 執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除
4. 第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しない。

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、本投資法人ウェブサイト「第7回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の本投資法人ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

また、本投資主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主様に対して書面により投資主総会参考書類等をお送りしております。

【本投資法人ウェブサイト】

<https://www.tokyo-infra.com/ja/ir/meeting.html>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスいただき、銘柄名（投資法人名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」、「投資主総会招集通知／投資主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/IJK010010Action.do?Show=Show>

また、電子提供措置事項について修正をする必要が生じた場合、本投資法人ウェブサイト及び東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

敬 具

記

1. 日 時 2025年9月18日（木曜日）午前10時
（受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。）
2. 場 所 東京都千代田区六番町15番地
主婦会館プラザエフ
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 投資主総会の目的である事項

決 議 事 項

- | | |
|-------|--------------|
| 第1号議案 | 規約一部変更の件 |
| 第2号議案 | 執行役員1名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠執行役員1名選任の件 |
| 第4号議案 | 監督役員2名選任の件 |

以 上

-
- ◎ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名を代理人として、本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、議決権行使書面とともに代理権を証する書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本投資主総会終了後、引き続き同会場にて、本投資法人の資産運用会社である東京インフラアセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催する予定です。なお、本投資法人の2025年6月期に関する決算説明資料及び決算説明動画は、本投資法人ウェブサイト（<https://www.tokyo-infra.com/ja/ir/library.html>）にてご覧いただくことができます。
- ◎突然の会場の使用制限等や今後の状況の変化によって、やむを得ず本投資主総会の延期又は会場の変更等に関するお知らせを本投資法人ウェブサイト（<https://www.tokyo-infra.com/>）に掲載する場合がございますので、ご留意いただきますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 本投資法人の適正な運営に必要な役員数と役員数の増大による役員報酬負担との均衡を図るため、本投資法人の資産規模等を考慮のうえ、執行役員及び監督役員の員数に上限を設けるものです。
(変更案第17条)
- (2) 執行役員の員数に上限を設けることに伴い、必要な字句の変更を行うものです。(変更案第9条第1項、第10条及び第21条第1項)
- (3) 将来的な系統用蓄電池への投資の検討を見据えた投資対象の多様化のために関連する規定を変更し、その他必要な字句の変更を行うものです。(変更案第30条第2項及び第3項、第31条第2項、第36条第1項及び第2項並びに別紙1. 報酬体系)
- (4) 将来、本投資法人が借入先の多様化を進める場合、本投資法人が信用組合から融資を受けることも想定されるため、信用組合から融資を受ける前提として必要となる中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号。その後の改正を含みます。)に規定する出資を行うことができるよう、本投資法人の投資対象として中小企業等協同組合法に規定する出資を追加し、これに伴う条項番号の調整等を行うものです。(変更案第30条第3項)
- (5) 投信法及び投資法人の計算に関する規則(平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含みます。)の改正により「出資総額等の合計額」の定義が規定されたことに伴い、本投資法人の規約においても関連する規定を変更し、その他必要な字句の変更を行うものです。(変更案第36条第1項及び第38条第1項)

2. 変更内容

現行規約の一部を、次のとおり変更するものです。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
第9条（招集） 1. 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、役員会の決議に基づき、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名<u>以上</u>の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1名が招集する。 2. ～5. （省略）	第9条（招集） 1. 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、役員会の決議に基づき、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1名が招集する。 2. ～5. （現行規約どおり）
第10条（議長） 投資主総会の議長は、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名<u>以上</u>の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1名がこれにあたる。ただし、議長たるべき執行役員に事故がある場合は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い、ほかの執行役員又は監督役員の1名がこれにあたる。	第10条（議長） 投資主総会の議長は、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1名がこれにあたる。ただし、議長たるべき執行役員に事故がある場合は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い、ほかの執行役員又は監督役員の1名がこれにあたる。
第17条（執行役員及び監督役員の員数） 本投資法人の執行役員は1名以上、監督役員は2名以上（ただし、執行役員の員数に1を加えた数以上とする。）とする。	第17条（執行役員及び監督役員の員数） 本投資法人の執行役員は1名以上、監督役員は2名以上（ただし、執行役員の員数に1を加えた数以上とする。）とし、<u>執行役員と監督役員をあわせて5名以内とする。</u>
第21条（役員会） 1. 役員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名<u>以上</u>の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集し、その議長となる。 2. （省略）	第21条（役員会） 1. 役員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集し、その議長となる。 2. （現行規約どおり）

現 行 規 約	変 更 案
(4) <u>再生可能エネルギー発電設備等に付随する器具備品等の</u>民法（明治29年法律第89号。その後の改正を含む。）（以下「民法」という。）上の動産 (5) ～ (11) （省略） （新設） （新設） （新設） (12) 信用金庫法（昭和26年法律第238号。その後の改正を含む。）に規定する出資 (13) 各種保険契約に係る権利 (14) その他、本投資法人の保有に係る再生可能エネルギー発電設備関連資産の運用に必要なものとして本投資法人の投資口を上場する金融商品取引所等が認めるもの 4. （省略）	(4) 民法（明治29年法律第89号。その後の改正を含む。）（以下「民法」という。）上の動産<u>（第12号に掲げる資産に該当するものを除く。）</u> (5) ～ (11) （現行規約どおり） (12) 系統用蓄電池、当該資産を信託する<u>信託の受益権（それらの資産に付随する金銭と合わせて信託する包括信託を含む。）及び当該資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</u> (13) 出資された財産を主として前号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする匿名組合契約に係る出資持分、及び、信託財産を主として当該出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 (14) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。その後の改正を含む。）に規定する出資 (15) 信用金庫法（昭和26年法律第238号。その後の改正を含む。）に規定する出資 (16) 各種保険契約に係る権利 (17) その他、本投資法人の保有に係る再生可能エネルギー発電設備関連資産の運用に必要なものとして本投資法人の投資口を上場する金融商品取引所等が認めるもの 4. （現行規約どおり）

現 行 規 約	変 更 案
第31条（投資制限） 1. （省略） 2. 前条第2項第16号に掲げるデリバティブ取引に係る権利は、本投資法人に係る負債から生じる金利変動リスク、運用資産に関連する為替リスクその他のリスクをヘッジすることを目的とした運用に限る。	第31条（投資制限） 1. （現行規約どおり） 2. 前条第2項第18号に掲げるデリバティブ取引に係る権利は、本投資法人に係る負債から生じる金利変動リスク、運用資産に関連する為替リスクその他のリスクをヘッジすることを目的とした運用に限る。
第36条（資産評価の方法、基準及び基準日） 1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含む。）、一般社団法人投資信託協会（以下「投信協会」という。）が定めるインフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則その他の諸規則及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行に従い、次のとおり運用資産の種類ごとに定める。なお、外貨建取引等については、外貨建取引等会計処理基準に従い、会計処理及び評価を行う。 （1）再生可能エネルギー発電設備（第29条第5項第1号に定めるもの） （省略） （2）不動産、不動産の賃借権及び地上権（第29条第5項第2号から第4号までに定めるもの） （省略）	第36条（資産評価の方法、基準及び基準日） 1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含む。）（以下「投資法人計算規則」という。）、一般社団法人投資信託協会（以下「投信協会」という。）が定めるインフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則その他の諸規則及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行に従い、次のとおり運用資産の種類ごとに定める。なお、外貨建取引等については、外貨建取引等会計処理基準に従い、会計処理及び評価を行う。 （1）再生可能エネルギー発電設備及び系統用蓄電池（第29条第5項第1号及び第30条第3項第12号に定めるもの） （現行規約どおり） （2）不動産、不動産の賃借権及び地上権（第29条第5項第2号から第4号まで及び第30条第2項第16号に定めるもの） （現行規約どおり）

現 行 規 約	変 更 案
(3) 再生可能エネルギー発電設備、不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権（第29条第5項第5号に定めるもの） （省略） (4) 信託財産を再生可能エネルギー発電設備、不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（第29条第5項第6号に定めるもの） （省略） (5) 出資された財産を前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする匿名組合契約に係る出資持分（第29条第5項第7号に定めるもの） （省略） (6) 信託財産を主として前号に定める出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（第29条第5項第8号に定めるもの） （省略） (7) ～ (9) （省略） (10) デリバティブ取引に係る権利（第30条第2項第16号に定めるもの） （省略） (11) ～ (12) （省略）	(3) 再生可能エネルギー発電設備、<u>系統用蓄電池</u>、不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権（第29条第5項第5号、<u>第30条第2項第16号及び第30条第3項第12号</u>に定めるもの） （現行規約どおり） (4) 信託財産を再生可能エネルギー発電設備、<u>系統用蓄電池</u>、不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（第29条第5項第6号、<u>第30条第2項第16号及び第30条第3項第12号</u>に定めるもの） （現行規約どおり） (5) 出資された財産を前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする匿名組合契約に係る出資持分（第29条第5項第7号、<u>第30条第2項第17号及び第30条第3項第13号</u>に定めるもの） （現行規約どおり） (6) 信託財産を主として前号に定める出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（第29条第5項第8号、<u>第30条第2項第17号及び第30条第3項第13号</u>に定めるもの） （現行規約どおり） (7) ～ (9) （現行規約どおり） (10) デリバティブ取引に係る権利（第30条第2項第18号に定めるもの） （現行規約どおり） (11) ～ (12) （現行規約どおり）

現 行 規 約	変 更 案
2. 資産運用報告等に価格を記載する目的で、前項と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価する。 (1) 再生可能エネルギー発電設備 (省略) (2) 出資された財産を前項第1号、第3号又は第4号に定める資産（再生可能エネルギー発電設備に係るものに限る。）に対する投資として運用することを目的とする匿名組合契約に係る出資持分 (省略) (3) 再生可能エネルギー発電設備を信託する信託受益権及び信託財産を再生可能エネルギー発電設備又は主として前号に定める出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 (省略) (4) ～ (5) (省略) (6) 不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託受益権及び信託財産を不動産、不動産の賃借権又は地上権又は主として前号に定める出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 (省略) (7) (省略) 3. (省略)	2. 資産運用報告等に価格を記載する目的で、前項と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価する。 (1) 再生可能エネルギー発電設備<u>及び系統用蓄電池</u> (現行規約どおり) (2) 出資された財産を前項第1号、第3号又は第4号に定める資産（再生可能エネルギー発電設備<u>又は系統用蓄電池</u>に係るものに限る。）に対する投資として運用することを目的とする匿名組合契約に係る出資持分 (現行規約どおり) (3) 再生可能エネルギー発電設備<u>又は系統用蓄電池</u>を信託する信託受益権及び信託財産を再生可能エネルギー発電設備<u>若しくは系統用蓄電池</u>又は主として前号に定める出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 (現行規約どおり) (4) ～ (5) (現行規約どおり) (6) 不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託受益権及び信託財産を不動産、不動産の賃借権<u>若しくは</u>地上権又は主として前号に定める出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 (現行規約どおり) (7) (現行規約どおり) 3. (現行規約どおり)

現 行 規 約	変 更 案
第38条（金銭の分配の方針） 1. 本投資法人は、原則として次の方針に基づき金銭の分配を行う。 （1）投資主に分配する金銭の総額のうち、利益（本投資法人の貸借対照表上の純資産額から<u>出資総額、出資剰余金及び評価・換算差額等</u>の合計額を控除して得た額をいう。以下同じ。）の金額は、投信法及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行に従って計算される。 （2）～（5）（省略） 2. ～4. （省略）	第38条（金銭の分配の方針） 1. 本投資法人は、原則として次の方針に基づき金銭の分配を行う。 （1）投資主に分配する金銭の総額のうち、利益（本投資法人の貸借対照表上の純資産額が<u>出資総額等その他の投資法人計算規則で定める各勘定科目に計上した額の合計額</u>（以下「<u>本出資総額等の合計額</u>」という。）を上回る場合において、<u>当該純資産額から本出資総額等の合計額を控除して得た額をいう。</u>以下同じ。）の金額は、投信法及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行に従って計算される。 （2）～（5）（現行規約どおり） 2. ～4. （現行規約どおり）
別紙 1. 報酬体系 （1）運用報酬Ⅰ 本投資法人の営業期間の末日における運用資産中の信託の受益権、匿名組合出資持分その他の権利並びに再生可能エネルギー発電設備及び<u>それ</u>に付随する動産及び敷地（当該営業期間中に譲渡した運用資産がある場合にはその運用資産を含み、以下「本運用資産」という。）の残高に当該営業期間内における各本運用資産の保有実日数を乗じ365で除した金額に、本投資法人と資産運用会社が別途合意する料率（ただし、0.5%を上限とする。）を乗じた金額（1円未満切捨て）を運用報酬Ⅰとする。	別紙 1. 報酬体系 （1）運用報酬Ⅰ 本投資法人の営業期間の末日における運用資産中の信託の受益権、匿名組合出資持分その他の権利並びに再生可能エネルギー発電設備、<u>系統用蓄電池及びそれら</u>に付随する動産並びに敷地（当該営業期間中に譲渡した運用資産がある場合にはその運用資産を含み、以下「本運用資産」という。）の残高に当該営業期間内における各本運用資産の保有実日数を乗じ365で除した金額に、本投資法人と資産運用会社が別途合意する料率（ただし、0.5%を上限とする。）を乗じた金額（1円未満切捨て）を運用報酬Ⅰとする。

現 行 規 約	変 更 案
(2) 運用報酬Ⅱ 本投資法人の各営業期間におけるN O I (Net Operating Income) に、本投資法人と資産運用会社が別途合意する料率（ただし、5.0%を上限とする。）を乗じた金額（1円未満切捨て）を運用報酬Ⅱとする。 （＊）N O I とは再生可能エネルギー発電設備等に係る賃貸事業の収益の合計から当該賃貸事業の費用（減価償却費を除く。）の合計を控除した金額をいう。	(2) 運用報酬Ⅱ 本投資法人の各営業期間におけるN O I (Net Operating Income) に、本投資法人と資産運用会社が別途合意する料率（ただし、5.0%を上限とする。）を乗じた金額（1円未満切捨て）を運用報酬Ⅱとする。 （＊）N O I とは再生可能エネルギー発電設備等並びに系統用蓄電池等（第30条第3項第12号及び第13号並びにその敷地たる第30条第2項第16号及び第17号に定める資産をいう。）に係る賃貸事業の収益の合計から当該賃貸事業の費用（減価償却費を除く。）の合計を控除した金額をいう。

現 行 規 約	変 更 案
(3) 運用報酬Ⅲ 本投資法人が運用資産として新たに本運用資産を取得した場合、当該本運用資産の取得価格（当該本運用資産が第29条第5項第5号、第6号若しくは第8号に定める信託受益権又は第29条第5項第7号に定める匿名組合出資持分である場合には、当該信託受益権に係る信託受託者又は当該匿名組合出資持分に係る匿名組合契約における営業者の当該本運用資産の取得時点における有利子負債の元本残高に相当する金額を加算した額とする。）（但し、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用等を除く。以下同じ。）に、1.5%を上限とする料率を乗じた金額（1円未満切捨て）を、運用報酬Ⅲとする。但し、利害関係人等から取得した場合は、当該取得価格に1.0%を上限とする料率を乗じた金額（1円未満切捨て）を、運用報酬Ⅲとする。なお、利害関係人等とは以下の項目に該当するものをいう。 (a) ～ (g) (省略)	(3) 運用報酬Ⅲ 本投資法人が運用資産として新たに本運用資産を取得した場合、当該本運用資産の取得価格（当該本運用資産が第29条第5項第5号、第6号若しくは第8号<u>若しくは第30条第3項第12号若しくは第13号</u>に定める信託受益権又は第29条第5項第7号<u>若しくは第30条第3項第13号</u>に定める匿名組合出資持分である場合には、当該信託受益権に係る信託受託者又は当該匿名組合出資持分に係る匿名組合契約における営業者の当該本運用資産の取得時点における有利子負債の元本残高に相当する金額を加算した額とする。）（但し、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用等を除く。以下同じ。）に、1.5%を上限とする料率を乗じた金額（1円未満切捨て）を、運用報酬Ⅲとする。但し、利害関係人等から取得した場合は、当該取得価格に1.0%を上限とする料率を乗じた金額（1円未満切捨て）を、運用報酬Ⅲとする。なお、利害関係人等とは以下の項目に該当するものをいう。 (a) ～ (g) (現行規約どおり)

現 行 規 約	変 更 案
(4) 運用報酬Ⅳ 本投資法人が運用資産である本運用資産を譲渡した場合、当該本運用資産の譲渡価格（当該本運用資産が第29条第5項第5号、第6号若しくは第8号に定める信託受益権又は第29条第5項第7号に定める匿名組合出資持分である場合には、当該信託受益権に係る信託受託者又は当該匿名組合出資持分に係る匿名組合契約における営業者の当該本運用資産の譲渡時点における有利子負債の元本残高に相当する金額を加算した額とする。）（但し、消費税及び地方消費税並びに譲渡に伴う費用等を除く。以下同じ。）に、1.5%を上限とする料率を乗じた金額（1円未満切捨て）を、運用報酬Ⅳとする。但し、上記（3）に定める利害関係人等に対して譲渡した場合は、当該譲渡価格に1.0%を上限とする料率を乗じた金額（1円未満切捨て）を、運用報酬Ⅳとする。 2. （省略）	(4) 運用報酬Ⅳ 本投資法人が運用資産である本運用資産を譲渡した場合、当該本運用資産の譲渡価格（当該本運用資産が第29条第5項第5号、第6号若しくは第8号若しくは<u>第30条第3項第12号</u>若しくは<u>第13号</u>に定める信託受益権又は第29条第5項第7号若しくは<u>第30条第3項第13号</u>に定める匿名組合出資持分である場合には、当該信託受益権に係る信託受託者又は当該匿名組合出資持分に係る匿名組合契約における営業者の当該本運用資産の譲渡時点における有利子負債の元本残高に相当する金額を加算した額とする。）（但し、消費税及び地方消費税並びに譲渡に伴う費用等を除く。以下同じ。）に、1.5%を上限とする料率を乗じた金額（1円未満切捨て）を、運用報酬Ⅳとする。但し、上記（3）に定める利害関係人等に対して譲渡した場合は、当該譲渡価格に1.0%を上限とする料率を乗じた金額（1円未満切捨て）を、運用報酬Ⅳとする。 2. （現行規約どおり）

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員永森利彦より、任期調整のため、本投資主総会の終結の時をもって一旦辞任したい旨の申し出があったため、執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案における執行役員の任期は、投信法第99条第2項及び現行規約第18条第2項第一文但書の定めに基づき、2025年9月18日（本投資主総会の終結の時）から、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

なお、執行役員の選任に関する本議案は2025年8月18日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出されるものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況並びに 本投資法人における地位	
ながもりとしひこ 永森利彦 (1959年8月12日生)	1983年4月	株式会社東海銀行（現・株式会社三菱UFJ銀行）
	1999年9月	同 秘書室次長
	2001年5月	同 犬山支店長
	2002年11月	同 東支社法人営業部長
	2004年12月	同 伊勢支社長 兼 支店長
	2006年6月	三菱UFJ信託銀行株式会社（出向） 名古屋不動産部長
	2009年10月	株式会社三菱東京UFJ銀行（現・株式会社三菱UFJ銀行） 名古屋港支社長
	2011年5月	東海東京証券株式会社 名古屋戦略部長
	2014年4月	東海東京アセットマネジメント株式会社 常務執行役員
	2015年12月	同 常務執行役員 兼 不動産金融事業本部長 兼 不動産ソリューション部長
	2016年4月	株式会社日本産業推進機構（出向）
	2016年10月	同 中部北陸ファンド専務
	2016年12月	同 中部北陸ファンド専務兼IRディレクター
	2019年6月	同 顧問（現任）
	2019年6月	東京インフラアセットマネジメント株式会社 代表取締役（現任）
	2019年10月	東京インフラ・エネルギー投資法人 執行役員（現任）

- ・上記執行役員候補者は、累積投資制度を利用することにより、本投資法人の投資口を保有しておりますが、2025年8月18日現在の保有口数は7口です。

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である東京インフラアセットマネジメント株式会社の代表取締役です。その他、上記執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しています。
- ・役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同内容の保険契約を再度締結する予定です。上記執行役員候補者は、現在、執行役員として当該保険契約の被保険者に含められており、本議案により執行役員に就任した場合には、引き続き被保険者に含められることとなります。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、補欠執行役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第18条第3項の定めにより、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。

補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、本投資法人の役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとします。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は2025年8月18日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出されるものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	
しら かわ とみ あき 白 川 富 章 (1966年12月16日生)	1990年4月	株式会社パルコ
	2005年9月	三菱地所投資顧問株式会社
	2008年5月	株式会社丹青アセットマネジメント（現・JLLリテールマネジメント株式会社） 代表取締役社長
	2009年11月	株式会社丹青モールマネジメント（現・JLLリテールマネジメント株式会社） 取締役AM事業部部長 兼 PM統括部長
	2011年2月	株式会社エムケーキャピタルマネージメント（現・株式会社イデラ キャピタルマネージメント） 不動産運用1部長
	2012年2月	三菱商事都市開発株式会社 運営事業部運営サポートチームリーダー
	2014年4月	東急不動産株式会社 住宅事業ユニット 再開発事業本部 商業開発室 商業担当部長
	2022年8月	株式会社グッドコムアセット投資顧問 私募ファンド事業部長
	2024年11月	東京インフラアセットマネジメント株式会社 資産運用部 部付部長
	2025年2月	同 資産運用部長
	2025年7月	同 資産運用本部長 兼 資産運用部長（現任）

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有していません。
- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である東京インフラアセットマネジメント株式会社の資産運用本部長 兼 資産運用部長です。その他、

上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

- ・役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同内容の保険契約を再度締結する予定です。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員内藤加代子より、本投資主総会の終結の時をもって辞任したい旨の申し出があり、また、監督役員島田容男より、任期調整のため、本投資主総会の終結の時をもって一旦辞任したい旨の申し出があったため、監督役員2名の選任をお願いするものです。

本議案における監督役員の任期は、現行規約第18条第2項第一文但書の定めに基づき、2025年9月18日（本投資主総会の終結の時）から、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況並びに 本投資法人における地位	
1	しま だ やす お 島 田 容 男 (1969年2月2日生)	1991年10月	監査法人トーマツ（現・有限責任監査法人トーマツ）
		1995年9月	公認会計士登録
		2000年8月	JPモルガン証券会社（現・JPモルガン証券株式会社）
		2001年8月	ドイツ証券会社（現・ドイツ証券株式会社）
		2003年4月	フェニックス・キャピタル株式会社（現・エンデバー・ユナイテッド株式会社）
		2004年11月	株式会社江戸沢（現・株式会社焼肉坂井ホールディングス） 社外取締役
		2005年10月	コンピタント株式会社 マネージング・パートナー（現任）
		2008年5月	コンピタント税理士法人 代表社員（現任）
		2010年7月	株式会社アイペット（現・アイペット損害保険株式会社） 社外監査役
		2014年7月	NANAROQ株式会社（現・株式会社GRCS）社外監査役（現任）
		2017年4月	株式会社ヒューマンクリエーションホールディングス 社外監査役
		2020年4月	株式会社ヒューマンクリエーションホールディングス 社外取締役（現任）
		2021年10月	東京インフラ・エネルギー投資法人 監督役員（現任）
		2023年8月	ハイブリッド株式会社 社外取締役（現任）
2	やま おか たつ や 山 岡 達 也 (1987年4月8日生)	2014年6月	弁護士登録、小林総合法律事務所（現・弁護士法人小林総合法律事務所） アソシエイト（現任）

- ・上記監督役員候補者兩名は、いずれも、本投資法人の投資口を保有していません。
- ・上記監督役員候補者兩名と本投資法人との間には、いずれも、特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者島田容男は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。
- ・役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同内容の保険契約を再度締結する予定です。監督役員候補者島田容男は、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含められており、本議案により監督役員に就任した場合には、引き続き被保険者に含められることとなります。監督役員候補者山岡達也が監督役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

参考事項

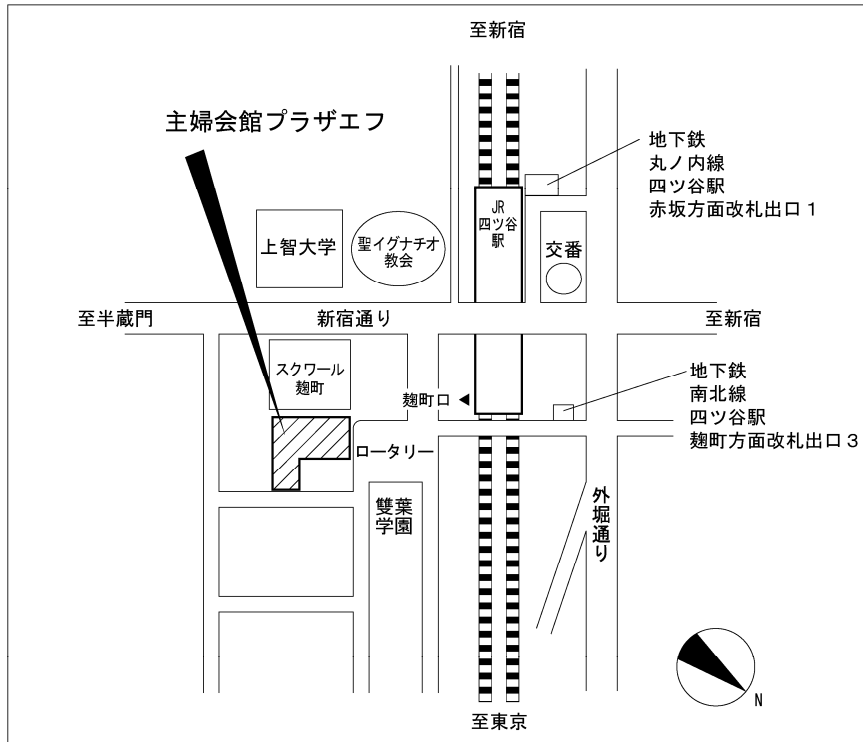
本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び現行規約第14条に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案、第2号議案、第3号議案及び第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しません。

また、現行規約第14条第3項が適用される第2号議案乃至第4号議案の各議案につきましては、2025年8月18日現在、少数投資主から当該議案に反対である旨の通知はなされておられません。今後、2025年8月18日から2週間以内に少数投資主から第2号議案乃至第4号議案の各議案に反対である旨の通知がなされた場合には、当該議案について「みなし賛成」の規定は適用されません。当該期間に少数投資主から第2号議案乃至第4号議案の各議案に反対である旨の通知がなされた場合には、その旨及び当該議案について「みなし賛成」の規定は適用されない旨を本投資法人ウェブサイト (<https://www.tokyo-infra.com/>) に掲載いたします。

以 上

第7回投資主総会会場ご案内図

■会 場
東京都千代田区六番町15番地
主婦会館プラザエフ



■交通のご案内

JR中央線（快速）／中央・総武線（各駅停車）：四ツ谷駅（麹町口）徒歩1分
地下鉄（東京メトロ）丸ノ内線：四ツ谷駅（赤坂方面改札出口1）から徒歩3分
地下鉄（東京メトロ）南北線：四ツ谷駅（麹町方面改札出口3）から徒歩3分

■お願い

- ・駐車場のご用意はいたしておりません。また、当日は会場周辺道路及び駐車場が混雑する可能性もございますので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- ・当日はお土産を用意いたしておりませんので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。